

鞍手町立小学校統合基本計画策定支援業務委託プロポーザル 1次審査評価要領

鞍手町立小学校統合基本計画策定支援業務委託プロポーザル 1次審査評価要領（以下「本評価要領」という。）は、本プロポーザルにおける参加表明書等の評価について記載したものであり、参加表明書を提出した参加者に対し、本評価要領に則り事務局（鞍手町教育委員会教育課教育環境整備係）において評価を行い、技術提案書等の提案要請者を決定するものである。

1 評価方法・技術提案書の提案要請者の選考

評価方法は、事務局が以下の評価項目ごとに評価及び採点を行い、評価点の合計の上位5者程度を選考し、技術提案書等の提案要請者を決定する。

なお、評価点の合計が同点で順位付けが必要な場合は、次の①から③の順序により判断を行うものとする。

- ① 「本評価要領 2 (2)」の点数が高い者を上位とする。
- ② 「本評価要領 2 (3)」の点数が高い者を上位とする。
- ③ 「本評価要領 2 (1)」の点数が高い者を上位とする。

2 評価項目と評価点の配点

評価点は、50点満点とし、評価項目及び評価点の配点は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会社評価 | 20点 |
| (2) 管理技術者評価 | 20点 |
| (3) 主任担当者評価 | 10点 |

3 評価項目ごとの評価採点基準

(1) 会社評価

会社評価の評点は3点満点とし、以下の判断項目、判断基準により評点を算出し、評点の合計である満点の3点で除した値に、配点20点を乗じて会社評価の評価点を算出する。また、評価点は、小数点以下第一位を四捨五入して算出する。

ア 同種又は類似業務実績

- ① 同種又は類似業務実績の実施件数を評価する。
- ② 同種業務は、小学校は児童数500人以上の規模、中学校は生徒数250人以上の規模、又は義務教育学校は児童生徒数600人以上の規模の学校新築（全面改築を含む。）に係わる基本計画策定業務又は基本設計業務とし、類似業務は、延べ床面積5,000m²以上の公共施設に関する基本計画策定業務及び同種業務の要件のうち児童数等の要件のみ満たさない業務とする。
- ③ 以下の基準で評点を与える。

業務実績数			評点
同種業務	類似業務	合計実績数	
3	—	3	1.0
2	1	3	0.9
1	2	3	0.8
2	0	2	0.8
1	1	2	0.7
0	3	3	0.7
1	0	1	0.6
0	2	2	0.5
0	1	1	0.4

イ 能力技術者数

- ① 設計事務所に所属する技術者（以下「所属技術者」という。）の人数について、資格の種別ごとの技術者の多少によって設計事務所の技術能力を評価する。
- ② ランクに基づき所属技術者を分類し、ランクごとの技術者数に資格係数をそれぞれ乗じて得た値を合算することで能力技術者数を算出し、その人数に応じて評点を与える。
- ③ 一人の技術者が複数の資格を保有する場合は、主に担当している分野で判断することとし、複数のランクに計上することは認めない。

ランク	主な資格	資格係数
一級等	一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 建築設備士、認定ファシリティマネジャー、技術士（建設部門）	1.0
二級等	二級建築士、一級電気工事施工管理技士 一級管工事施工管理技士、電気主任技術者	0.6
その他	二級電気工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士	0.2

判断基準：能力技術者数	評点
30人以上	1.0
20人以上	0.8
10人以上	0.6
10人未満	0.4

ウ 保有資格係数

- ① 所属技術者について、能力技術者数と所属技術者数により技術者が保有する資格（能力）を評価する。
- ② 能力技術者数を技術者数で除して保有資格係数を算出し、その係数に応じて評点を与える。
- ③ 保有資格係数は、小数点以下第三位を四捨五入する。

保有資格係数＝能力技術者数÷技術者数

判断基準：保有資格係数	評点
0.80以上	1.0
0.50～0.79	0.6
0.50未満	0.2

（2） 管理技術者評価

管理技術者の評点は3点満点とし、以下の判断項目、判断基準により評点を算出し、評点の合計である満点の3点で除した値に、配点20点を乗じて管理技術者の評価点を算出する。また、評価点は、小数点以下第一位を四捨五入して算出する。

ア 経験年数

- ① 管理技術者の経験年数を評価する。
- ② 実務経験年数を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

評価基準：実務経験年数	評点
23年以上	1.0
18～22年	0.9
13～17年	0.7
13年未満	0.6

イ 同種又は類似業務の実績

- ① 管理技術者の同種又は類似業務実績及び実績の立場で評価する。
- ② 同種業務は、小学校は児童数500人以上の規模、中学校は生徒数250人以上の規模、又は義務教育学校は児童生徒数600人以上の規模の学校新築（全面改築を含む。）に係わる基本計画策定業務又は基本設計業務とし、類似業務は、延べ床面積5,000m²以上の公共施設に関する基本計画策定業務及び同種業務の要件のうち児童数等の要件のみ満たさない業務とする。
- ③ 以下の基準で評点を与える。

管理技術者の業務実績	業務実績の立場	評点
同種業務	管理技術者	1.0
	主任技術者	0.8
	担当者	0.6
類似業務	管理技術者	0.8
	主任技術者	0.6
	担当者	0.4

ウ 手持ち業務

- ① 管理技術者の業務実績で提出された手持ち業務の件数で評価する。
- ② 以下の基準ごとに評点を付与する。

判断基準：手持ち業務量	評点
同規模程度：1件以下	1.0
同規模程度：2件	0.6
同規模程度：3件以上	0.2

(3) 主任技術者評価

主任技術者の評点は2点満点とし、以下の判断項目、判断基準により評点を算出し、評点の合計である満点の2点で除した値に、配点10点を乗じて主任技術者の評価点を算出する。また、評価点は、小数点以下第一位を四捨五入して算出する。

ア 経験年数

- ① 主任技術者の経験年数を評価する。
- ② 実務経験年数を基準とし、以下の基準ごとに評点を与える。

判断基準：実務経験年数	評点
13年以上	1.0
8～12年	0.8
5～7年	0.6
5年未満	0.5

イ 業務実績

- ① 主任技術者の同種又は類似業務実績の有無で評価する。

② 同種業務は、小学校は児童数500人以上の規模、中学校は生徒数250人以上の規模、又は義務教育学校は児童生徒数600人以上の規模の学校新築（全面改築を含む。）に係わる基本計画策定業務又は基本設計業務とし、類似業務は、延べ床面積5,000m²以上の公共施設に関する基本計画策定業務及び同種業務の要件のうち児童数等の要件のみ満たさない業務とする。

③ 以下の基準ごとに評点を付与する。

主任技術者の業務実績	評点
同種業務実績有	1.0
類似業務実績有	0.6
実績なし	0.2

以 上